平成２３年（フ）第７６０４号
大阪市北区国分寺１丁目７番２号吉川方
債務者　岡崎　　愛
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２８号
大阪府守口市藤田町４丁目２番５―403号
債務者　菅原　健雄
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１８号
大阪府交野市藤が尾５丁目26番１号
債務者　森木惠利子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８９３号
大阪府八尾市高美町４丁目10番40号
債務者　田中　　学
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０９号
大阪市東住吉区駒川１丁目10番18号
債務者　永美　久美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目26番１号
債務者　北村　和子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５９号
大阪府池田市菅原町11番８号
債務者　福中　公子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７５号
大阪市住吉区苅田５丁目19番13―401号
債務者　金盛シズ子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６号
兵庫県加西市北条町北条1055番地の１
債務者　朝山　真弓（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県加西市中野町1567番地の２の１
債務者　大山達仲こと　鄭　　達仲
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３８１号
香川県さぬき市造田野間田151番地９
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９５９号
仙台市泉区松森字明神４番地の２
債務者　早坂　美加
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
千葉県木更津市新田２丁目３番16号　有楽荘203
債務者　古賀　毅彰
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２０号
富山県射水市小島3654番地４
債務者　小畑　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４９３号
石川県野々市市野代３丁目105番地１　ヴィオレ野代211号、従前の住所石川県石川郡野々市町藤平田２丁目176番地
債務者　吉田　　毅
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９６号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目500番地メゾンエトワール・101号、従前の住所石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤの230番地１
債務者　岩渕　寛之
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５０５号
金沢市駅西本町６丁目14番24号　トゥインクル駅西201号室、住民票上の住所金沢市三口町火335番地、従前の住所大阪市北区長柄東２丁目１番24―209号
債務者　山田　美希
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５１２号
金沢市長坂台10番22号
債務者　本田　督啓
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所